

# 地域活動支援センター運営事業 説明資料

## I 地域活動支援センターの設置箇所数

本市の地域活動支援センターは「生活支援型」と「入浴支援強化型」の2種類がある。  
また、生活支援強化型については、施設規模によって「Aタイプ」と「Bタイプ」に分かれている。  
現時点(平成26年10月)での設置箇所数は下表のとおりである。(障害保健福祉圏域別)

国の要綱上の分類	本市での分類	甲(堺区、西区)	乙(中区、南区)	丙(北区、東区、美原区)	合計
Ⅱ型	生活支援型(A)	2	2	2	6
Ⅲ型	生活支援型(B)	3	1	4	8
	入浴支援強化型	0	2	0	2
合計		5	5	6	16

## II 第3期堺市障害福祉計画上の設置数

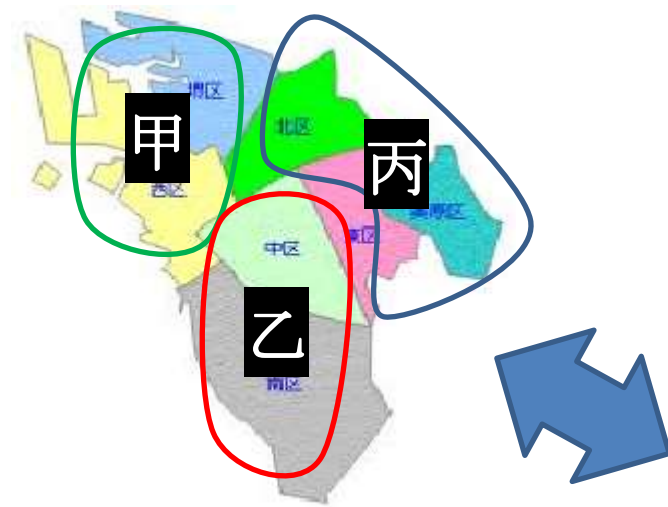
第3期堺市障害福祉計画(H24年度～H26年度)では地域活動支援センターの設置箇所数は平成26年度には、下表のとおり設置することを計画していた。(障害保健福祉圏域別)  
しかしながら、計画通りの設置が進んでいない状況である。

国の要綱上の分類	本市での分類	甲(堺区、西区)	乙(中区、南区)	丙(北区、東区、美原区)	合計
Ⅱ型	生活支援型(A)	2	2	3	7
Ⅲ型	生活支援型(B)	4	4	6	14
	入浴支援強化型	3※			3
合計		7	8	9	24

※入浴強化支援型については、計3か所(甲1、乙2)設置することが計画されていた。

## III 今年度の要求ポイント

現在の地域活動支援センター運営業務の各事業所との契約期間は、平成24年4月1日～平成27年3月31日までの3年間としているため、平成26年度末で契約期間が満了となる。  
平成27年度以降の事業所については、公募型プロポーザルにより選定予定である。  
次回プロポーザルにおいては、利用者が身近な地域で利用しやすいように、各地区にバランスよく配置するため、下表のとおり市内を3圏域(障害保健福祉圏域)に分けて募集する。  
3圏域に分けて募集することで、特定の地域に地域活動支援センターが集中するのを防止する。  
設置数については、市内事業所の設置状況等を勘案しつつ、段階的に目標値に近づけることとし、今年度は、各圏域ごとに国要綱上のⅡ型を2ヶ所、Ⅲ型を4ヶ所設置し、合計18か所の設置をめざす。  
(今年度は、甲地区に入浴支援型1か所、乙地区に生活支援型Bタイプ1か所を増)



現状

国の要綱上の分類	本市での分類	甲(堺区、西区)	乙(中区、南区)	丙(北区、東区、美原区)	合計
		23, 383人	21, 338人	20, 127人	64, 848人
Ⅱ型	生活支援型(A)	2	2	2	6
Ⅲ型	生活支援型(B)	3	1	4	8
	入浴支援強化型	0	2	0	2
合計		5	5	6	16

←各圏域別の障害者数  
(平成25年度末時点)

平成27年度

国の要綱上の分類	本市での分類	甲(堺区、西区)	乙(中区、南区)	丙(北区、東区、美原区)	合計
		23, 383人	21, 338人	20, 127人	64, 848人
Ⅱ型	生活支援型(A)	2	2	2	6
Ⅲ型	生活支援型(B)	4	4	4	9
	入浴支援強化型	1	2	0	3
合計		6	6	6	18

←各圏域別の障害者数  
(平成25年度末時点)